

別表 7（第 3 条）

補助事業名	耐震診断費補助
補助事業の目的	苓北町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震診断を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 苓北町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次の書面により平成 28 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震診断に要する費用
補助率	10 分の 9 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 135,000 円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 本要綱第 2 条第 4 号に規定する耐震診断であること 2 耐震診断は、耐震診断士が行うものであること。 3 附則（平成 29 年 5 月 29 日施行）第 1 条第 2 項及び同条第 3 項（遡及適用）は、本事業には適用しない。